二　第四条の登録を受けた法人の構成員となり、同条第一号イに規定する行動規範を遵守することとしていること。

三　外国人が特定技能雇用契約に基づき法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行う事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち前条第一項第一号、第十七号若しくは第七十六号に掲げるものを行っている場合、又は外国人が特定技能雇用契約に基づき同欄第二号に掲げる活動を行う事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち同条第二項第四十六号に掲げるものを行っている場合にあっては、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（以下「協議会」という。）において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。

四　経済産業省又はその委託を受けた者が行う指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

五　法別表第一の二の表の育成就労の項の下欄に掲げる活動と異なる内容の活動を行わせる場合又は労働者の安全を確保するための措置を講ずる場合には、特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練又は研修を実施することとしていること。

六　特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を製造業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付すること。

（特定技能外国人受入事業実施法人の登録）

第四条　製造業分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する営利を目的としない法人であって、次の各号のいずれにも適合するものは、経済産業大臣の登録を受けることができる。

一　（略）

二　第二条第一項各号又は第二項各号のいずれかに掲げる産業を行う事業所を有する本邦の公私の機関が組織する団体を構成員とすること。

三　協議会の構成員となり、協議会に対し、必要な協力を行うこと。

（登録の拒否）

第六条　経済産業大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は前条第一項の申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる事項のいずれかに該当する者があるもの

イ　第十条第一項の規定による登録の取消しを受ける原因となった事項が発生した当時現に当該取消しを受けた法人の役員であった者であって、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

ロ　（略）

二　特定技能外国人受入事業を的確に遂行するために必要な体制が整備されていない者

三　第十条第一項の規定による登録の取消しを受けた者であって、当該取消しの日から起算して五年を経過していないもの

二　第四条の登録を受けた法人の構成員となり、同条第一号イに規定する行動規範を遵守すること。

三　特定技能雇用契約に基づいて外国人が法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行う事業所が日本標準産業分類に掲げる産業のうち前条第一項第一号、第十一号又は第四十九号に掲げるものを行っている場合にあっては、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（以下「協議会」という。）において協議が調った事項に関する措置を講ずること。

四　経済産業省が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対して必要な協力を行うこと。

五　特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練又は研修を実施すること。

六　特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を製造業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面を交付すること。

（特定技能外国人受入事業実施法人の登録）

第四条　製造業分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する営利を目的としない法人であって、次の各号のいずれにも適合するものは、経済産業大臣の登録を受けることができる。

一　（略）

二　第二条第一項各号又は第二項各号のいずれかに掲げる産業を行う事業所を有する本邦の公私の機関が組織する団体を構成員とすること。

三　協議会の構成員となり、協議会に対し、必要な協力を行うこと。

（登録の拒否）

第六条　経済産業大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は前条第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）のうちに次に掲げる事項のいずれかに該当する者があるもの

イ　第十条の規定による登録の取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該取消処分を受けた法人の役員であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

ロ　（略）

二　特定技能外国人受入事業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者

三　第十条の規定により登録を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者